

改 正 案	現 行
目次	目次
第二章 業務（第十一条 第二十二条の二）	第二章 業務（第十一条 第二十二条）
（履行保証金保全契約を締結することができる銀行以外の者が満たすべき要件等）	（履行保証金保全契約を締結することができる銀行以外の者が満たすべき要件等）
第十六条 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一百パーセント以上であることとする。	第十六条 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一百パーセント以上であることとする。
2 前項に規定する「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に係る算式により得られる比率をいう。	2 前項に規定する「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）
一 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）	又は第二百一十八条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。
二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいつ。次項において同じ。） 同法第一百一条に規定する基準	

三 引受社員（保険業法第一百十九条第一項の引受社員をいう。次

項において同じ。） 同法第一百一十八条に規定する基準

令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、保険会社、
外国保険会社等又は引受社員とする。

3

令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、保険業法第一
二条第一項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会
社等又は同法第一百十九条第一項の免許を受けた者の引受社員（同
項に規定する引受社員をいう。）とする。